

朝霞市規則第 13 号

朝霞市ねたきり老人等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市ねたきり老人等手当支給条例施行規則（平成 5 年朝霞市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 の養護老人ホーム、同法第 20 条の 5 の特別養護老人ホーム、同法第 20 条の 6 の軽費老人ホーム及び同法第 29 条第 1 項の有料老人ホーム

第 2 条第 1 項第 2 号中「に規定する」を「の」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う病院又は診療所、同条第 11 項の障害者支援施設、同条第 18 項に規定する共同生活援助を行う住居及び同条第 29 項の福祉ホーム
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

第 2 条第 1 項第 5 号中「に規定する」を「の」に、「法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療を行うもの」を「次のいずれかに該当する者について治療を行うもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者

イ 継続して 1 年以上入院し、又は入所している者

ウ 医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に入院している者

第 2 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所、同条第 28 項の介護老人保健施設及び同条第 29 項の介護医療院

第 2 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 条例第 2 条第 4 号に規定する常時寝たきりの状態又はこれに準ずる状態とは、介護保険法第 7 条第 1 項の要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項第 4 号の要介護 4 又は同項第 5 号の要介護 5 の者であって、かつ、

同法第27条第3項の規定に基づく主治医意見書（以下「主治医意見書」という。）において、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB2、C1又はC2に該当する状態をいう。ただし、同条及び第32条の申請（以下「介護申請」という。）を行わない者については、医師がこれと同等の状態と認めた場合を含むものとする。

3 条例第2条第5号に規定する重度の認知症の状態とは、要介護状態区分が省令第1条第1項第1号の要介護1、同項第2号の要介護2、同項第3号の要介護3、同項第4号の要介護4又は同項第5号の要介護5の者であって、主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がIV又はMに該当する状態をいう。ただし、介護申請を行わない者については、医師がこれと同等の状態と認めた場合を含むものとする。

第3条を次のように改める。

（受給資格の認定の申請）

第3条 条例第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）は、ねたきり老人等手当資格認定申請書（様式第1号）に、前条第2項又は第3項に規定する状態であり、かつ、その状態が6月以上継続していることが確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により当該事実を確認することができる場合は、添付書類の提出を省略させることができる。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（死亡の場合における支給の特例）

第7条 受給者が死亡した場合において、支給すべきねたきり老人等手当（以下「手当」という。）で、未支給のものがあるときは、当該受給者の相続人の代表者に対し、その未支給の手当を支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする者は、ねたきり老人等手当受給者死亡に係る届出書（様式第5号）を、条例第7条に規定する支給時期が属する年度の末日までに提出しなければならない。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条第1項中「第3条第1項」を「第3条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公簿等により当該事実を確認することができる場合は、添付書類の提出を省略させることができる。

第10条第2項を削り、同条を第9条とする。

第 1 1 条を第 1 0 条とする。

第 1 2 条及び第 1 3 条を削る。

第 1 4 条中「ねたきり老人等手当受給者台帳（ねたきり老人用）」を「ねたきり老人等手当受給者台帳」に改め、「及びねたきり老人等手当受給者台帳（認知症の老人用）（様式第 9 号）」を削り、同条を第 1 1 条とし、第 1 5 条を第 1 2 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第3条、第9条関係)

ねたきり老人等手当資格認定申請書(現況届)

年 月 日

朝霞市長宛

住所

氏名

対象者(ねたきり、認知症の方)との続柄()

電話 — —

ねたきり老人等手当の受給資格の認定(現況)を、関係書類を添えて申請(届出)します。

対象者 (ねたきり、 認知症の方)	ふりがな		生年月日	年 月 日 (歳)	
	氏名				
	住所	朝霞市			
	要介護認定区分	要介護() ・ 要支援() ・ 認定なし ・ 区分変更中			
	要介護認定期間	年 月 日～ 年 月 日			
	現在の状況	<input type="checkbox"/> 自宅で生活している			
<input type="checkbox"/> 入院している		病院(施設)名			
<input type="checkbox"/> 入所している		時期: 年 月から			

手当入金口座	金融機関名						本支店名等	
							銀行 農協 金庫 信金 信組	
							本店 支店	
	分類	口座番号(右詰めで記入)						口座名義
普通 当座							(フリガナ)	

この手当の支給要件を満たしていることを確認するため、対象者の要介護認定に係る調査結果の閲覧及び関係者に意見を求めることに同意します。

氏名 _____

様式第 4 号を削る。

様式第 5 号中「（第 7 条関係）」を「（第 6 条関係）」に改め、同様式を様式第 4 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

朝霞市長 宛

ねたきり老人等手当認定番号

ねたきり老人等手当受給者死亡に係る届出書

下記受給者にかかるねたきり老人等手当に関する事項については、私が相続人代表者として引き継ぎます。
 なお、今後このことで生じた問題については、当方の相続人内にて解決します。

相続人代表者	住 所	〒
	氏 名	
	受給者との続柄	
	電 話 番 号	
受給者	住 所	
	氏 名	
	死 亡 年 月 日	年 月 日

手当は、下記の口座へ振り込みを依頼します。

相続人代表者口座	金融機関名						本支店名等	
							銀行協 農協 金庫 信金 信組	
	分類		口座番号 (右詰めで記入)				口座名義	
	普通 当座							(フリガナ)

※ 受給者との続柄が相続人以外の場合、原則お振り込みできません。

様式第6号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第7号中「(第11条、第12条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第11条関係)

ねたきり老人等手当受給者台帳

申請年 月 日	年 月 日	認定年 月 日	年 月 日	認定番 号	第 号	支給開 年 月	給 始 月	年 月
受給者	フリガ 氏	ナ名			生年月日	年 月 日		
	住	所			電話番号			
介護者	(続柄) 連絡先							

年 月 日	開始時	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
介護度											
障害高齢者の 日常生活自立度											
認知症高齢者の 日常生活自立度											
備考 (入院時期等)											

振込口座	金融機関名		口座番号		名義人(カタカナで記入)
	銀行 農協 金庫 信金 信組	本店 支店	1普通 2当座		

資格消滅 年 月 日	年 月 日	資格消滅事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 入所 施設名() <input type="checkbox"/> 入院 措置入院 ・ 1年以上の長期入院 ・ 医療療養型病床 <input type="checkbox"/> その他支給の要件に非該当 内容()
---------------------	-------------	--------	---

様式第 9 号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の朝霞市ねたきり老人等手当支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに手当の申請を行った者について適用し、同日前に手当の申請を行った者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。